



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 選挙管理委員会事項

- 沖縄県知事選挙を行うべき事由の発生…………… 1
- 沖縄県における直接請求のための署名を求められない期間…………… 1
- 沖縄県知事選挙における政見放送を行うこととなる基幹放送事業者等…………… 1
- 沖縄県知事選挙における手話通訳を付して候補者等の政見を録画する放送事業者…………… 2

## 選挙管理委員会事項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第114条の規定により、沖縄県知事選挙を行うべき事由が生じた。

平成30年8月14日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

### 沖縄県選挙管理委員会告示第15号

沖縄県知事選挙が行われることに伴い、この告示の翌日から沖縄県知事選挙の期日までの間、沖縄県の区域においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定による全ての直接請求又は解職のための署名を求められない。

平成30年8月14日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

### 沖縄県選挙管理委員会告示第16号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、平成30年9月30日執行予定の沖縄県知事選挙において政見放送を行うこととなる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、次のとおりである。

平成30年8月14日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

放送の種類	基幹放送事業者	政見放送の回数
テレビジョン放送	琉球放送株式会社	1回
	沖縄テレビ放送株式会社	1回

	琉球朝日放送株式会社	1回
ラジオ放送	琉球放送株式会社	1回

**沖縄県選挙管理委員会告示第17号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第7項の規定により、平成30年9月30日執行予定の沖縄県知事選挙において候補者等が手話通訳士による手話通訳を付して録画をすることができる放送事業者は、次のとおりである。

平成30年8月14日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

日本放送協会沖縄放送局  
琉球放送株式会社  
沖縄テレビ放送株式会社  
琉球朝日放送株式会社

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--